

主張②：厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会とりまとめについて

当会では、セルフメディケーション推進の阻害要因となるおそれのある以下3点について、これまで反対を表明してきた。

濫用等のおそれのある医薬品（風邪薬、鎮咳薬、鼻炎薬、解熱鎮痛薬等）の販売について、

- ①直接購入者の手に届く場所に陳列しないこと
- ②購入者の氏名・年齢等の個人情報を記録・保管すること

一般用医薬品のリスク区分見直しについて、

- ③「薬剤師のみが販売できる一般用医薬品」と「薬剤師又は登録販売者が販売できる一般用医薬品」の二つの区分とすること

厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会とりまとめ（2025年1月10日公表）（抄）

濫用等おそれのある医薬品の販売について

I. 商品の陳列について

●販売場所の実態を踏まえつつ、情報提供の徹底および不適切な医薬品入手の防止のため、薬剤師等による情報提供や声掛けの実効性を高める観点から、顧客の手の届かない場所への商品陳列または販売もしくは情報提供を行う場所に継続的に専門家を配置し購入する医薬品と購入者の状況を適切に確認できる必要な体制を整備できる場合には、専門家が配置される当該場所から目の届く範囲（当該場所から7メートル以内（指定第2類医薬品と同じ））への陳列により対応することとすべきである。

II. 購入者記録の保管について

●薬局開設者および店舗販売業者において、法令に基づく販売業務に関する手順書に、頻回購入に対しての適切な業務手順（販売または情報提供を行う場所への計測的な専門家の配置を前提とした上で、店舗において適切な業務手順を整備し、申し送りや引き継ぎ等を実施することによる一定の対応（身分証の確認、留意すべき購入希望者への対応・応答・必要な申し送り事項の設定等、氏名や住所といった機微な情報を記録・保管しない形での頻回購入対策）を行うことを含む）を整備し、当該業務手順に基づいた実施を行うこととすべきである。

主張②：厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会とりまとめについて

当会では、セルフメディケーション推進の阻害要因となるおそれのある以下3点について、これまで反対を表明してきた。

濫用等のおそれのある医薬品（風邪薬、鎮咳薬、鼻炎薬、解熱鎮痛薬等）の販売について、

- ①直接購入者の手に届く場所に陳列しないこと
- ②購入者の氏名・年齢等の個人情報記録・保管すること

一般用医薬品のリスク区分見直しについて、

- ③「薬剤師のみが販売できる一般用医薬品」と「薬剤師又は登録販売者が販売できる一般用医薬品」の二つの区分とすること

厚生科学審議会 医薬品医療機器制度部会とりまとめ（2025年1月10日公表）（抄）

一般用医薬品のリスク区分見直しについて

●一般用医薬品に関する第1類から第3類までの販売区分については、現行の区分が定着していること（購入者へのおよそのリスク程度の分かりやすさ、説明のしやすさ）やリスクに応じた専門家の関与の度合いを考慮し、リスク分類に基づく現行の区分は維持することとする。

●その上で、販売における専門家の関与のあり方については、販売区分に応じた留意事項も含めて、指針等により明確化すべきである。なお、販売区分の見直しについては、今般の制度見直しによる専門家の関与のあり方の明確化の効果を検証した上で、引き続き検討すべきである。

【結論】

登録販売者の本来の役割は、購入者に対する医薬品等の説明や情報提供、相談対応等を通じて、セルフメディケーションをサポートすることである。今般の「とりまとめ」内容は、セルフメディケーションに対する登録販売者の貢献を実効性あるものとし、その存在意義や価値を高めるものである。